

■ 研究ノート

イギリスにおける生活賃金の現状と日本への示唆

岸 道雄\*

【要旨】 日本は国際的にみて最低賃金の水準が低い。賃金の低さによる貧困のコストは社会全体で負担する構図となっている。イギリスをみると、近年生活賃金への取り組みが展開されている。算出方法の差異、主観的判断の適用等の課題はあるものの、社会的に受け入れ可能な生活を送ることができる最低水準の賃金を目指す取り組みは、今後日本にとっても参考にすべき点がある。

キーワード：最低賃金， ロンドン生活賃金， UK 生活賃金、 全国生活賃金

I. はじめに

日本において平成 26 年平均で年収 200 万円以下の低所得者が、全給与所得者の 24.0%、約 1,139 万人存在している<sup>1)</sup>。低所得の主な要因として、日本の最低賃金が国際的にみても低水準であることが挙げられる。OECD(2015)によると、2013 年税・社会保険料控除後米ドル購買力平価換算値で日本は 5.52ドル、OECD 加盟国中 13 位、G7 諸国の中で法定最低賃金がないイタリアを除き最下位である<sup>2)</sup>。非正規雇用者にとって勤労収入が少ないことが、生活の困窮につながり、さらに厚生年金に加入できない場合、やむを得ず国民年金に加入せざるを得ないが、年金保険料が負担となり未納者も少なくない。こうした状況は、稼働層の低所得者に対して、現役時に生活保護費や各種手当・給付金を支給し、老後も現役時における年金保険料未納と貯蓄不足により生活保護費支給という形で、一生涯にわたり低賃金のために自立した生活ができない人々のコストを国民の税金で負担することにつながっている<sup>3)</sup>。すなわち、企業の人件費抑制による社会的コストを我々国民全員で負担する構図である。

企業の社会的責任という観点からも、人を雇用する以上、最低限の文化的な生活を送ることができる賃金をあまねく支払うべきであるといった考えも存在する。これが生活費をまかなうことができる賃金、すなわち、「生活賃金」の基本的な考え方である。日本の現行の最低賃金法においても、最低賃金の決定において生計費を考慮するといった文言が盛り込まれているが、合わせて事業者の支払い能力も考慮することとしており<sup>4)</sup>、様々な世帯の生計費(生活費)が最低賃金の決定に直接反映されているわけではない。

翻って、ヨーロッパの先進国の一つであるイギリスに目を転じると、低所得者に対する賃金の底上げという観点から大変興味深い取り組みが近年展開されている。イギリスは、ブレア労働党政権時の 1999 年に最低賃金法が施行され、法律に基づく全国レベルの最低賃金が設定されており、毎年改定されている。全国最低賃金とは別に、2001 年から首都ロンドンの物価、生活費がイギリスの他地域よりも高いことを踏まえ、非営利団体を中心に「ロンドン生活賃金(London Living Wage)」キ

\* 立命館大学政策科学部・教授

キャンペーンが行われ、2005年より大ロンドン庁(Greater London Authority)のGLA Economicsにより、ロンドンでの生活費をまかなうために必要な「ロンドン生活賃金」が算出され、公表されている<sup>5)</sup>。一方、ロンドン以外の生活賃金についても、「UK生活賃金(UK Living Wage)」としてラフバラ大学の社会政策研究センター(Centre for Research in Social Policy at Loughborough University)によって、2011年分から公表されている<sup>6)</sup>。さらに、2015年7月の予算発表において、2016年4月から「全国生活賃金(National Living Wage)」が導入されることが、イギリス政府により明らかにされた。

本稿は、こうしたイギリスにおける生活賃金の動向について、主として算出方法に着目して整理を行い、今後の日本の最低賃金制度のあり方について示唆を得ることを目的とする。本稿の構成は次の通りである。まず、イギリスの全国最低賃金制度についてその目的と仕組みについて確認する。次にロンドン生活賃金の発展とその算出方法について確認した上で、ラフバラ大学によるロンドンを除くUK生活賃金の算出方法とロンドン生活賃金との差異について分析する。さらに、2016年4月導入予定の全国生活賃金の算出方法とその経済的影響について把握し、最後に日本への示唆を考察する。

## II. イギリスの全国最低賃金制度

1997年にそれまでの保守党に代わって、労働党が政権に就くとイギリス国民の低賃金対策に取り組み、1998年にイギリス史上初めて全国最低賃金法(National Minimum Wage Act)を制定し、毎年、低賃金委員会(Low Pay Commission)が最低賃金額を政府に勧告することになった。すなわち、事実上、政府とは独立した低賃金委員会が最低賃金の金額を決める仕組みを設定した<sup>7)</sup>。全国最低賃金法の目的について、小宮(2007)は、「必ずしも、明確とはいえない」とした上で、労働党のマニフェストと政府資料に基づき、「①社会保障給付に頼らない労働者の就労を促進すること、②有害な経済的効果を伴わずに最下層就労世帯の賃金所得を向上されること、および③使用者のまともな賃金負担の回避を規制して国家の税収改善と社会保障給付削減を達成することの三つにあったことができると思われる」としている<sup>8)</sup>。現在の低賃金委員会の委員長であるデイビッド・ノーグロヴ氏(David Norgrove)によると、小宮(2007)の指摘と同様に、最低賃金法には正式な目的は示されていないものの、最低賃金法は労働者の賃金の引き上げと搾取を防止することを意図しており、一方で、その水準は「必要性(need)」ではなく、「(企業が)費用を負担できること(affordability)」によるとしている。すなわち、最低賃金法の目指すところは、雇用への大きな負の影響を与えることなしに、可能な限り多くの低収入の労働者の助けることとしている<sup>9)</sup>。

最低賃金法が施行された1999年以降毎年、全国最低賃金として、成人レート(22歳以上の労働者へ適用される時間当たり賃金。2015年10月からの現行の金額は6.7ポンド)、若年者発展レート(18-20歳の若年労働者に適用される時間当たり賃金。同5.3ポンド)を、さらに2004年10月以降は16-17歳レート(同3.87ポンド)を、そして2010年10月からは見習いレート(16-18歳の見習い労働者および19歳以上で最初の1年の見習い期間に適用される時間当たり賃金。同3.30ポンド)を公表するようになった<sup>10)</sup>。1999年4月に設定された最初の成人レートは3.6ポンド、120万人の労働者が対象となり、平均10%の賃上げとなった<sup>11)</sup>。しかしながら、最低賃金は、経済と労働市場に悪影響を与えることのないように決定されるため、最低賃金が低所得者層の貧困を大きく改善するために必ずしも十分な高さに設定されてきたとは言い難い<sup>12)</sup>。毎年の最低賃金の改定においては、経済全体、雇用、賃金、企業の競争力など様々な観点から調査分析が行われ、各最低

賃金の増加額について慎重な判断がなされている<sup>13)</sup>。

### Ⅲ. 生活賃金 (Living Wage)

生活賃金について、定まった定義はないが、たとえば、「賃金を受け取る人々と彼らを頼る家族が活力にあふれ、充実した人生を送ることができる賃金」「労働により生活必需品を家族に提供できるのに十分な賃金」<sup>14)</sup>あるいは「賃金の稼得者とその家族にとって、慢性的なストレスを回避でき、適切な水準の暖かさや住居と健康的かつ味の良い食事および社会的統合を達成する賃金」といった定義がある<sup>15)</sup>。いずれにしても、純粋に勤労者の立場から、彼らの労働の対価として得る賃金が本人とその家族が生活可能な賃金で、しかもただ単に生きながらえるということではなく、人間としての尊厳を維持しつつ、人間らしい最低限の生活を送ることができる賃金といった含意があることを理解することができる。

#### Ⅲ. 1 ロンドン生活賃金 (London Living Wage)

2001年、宗教グループや住民組織等幅広い構成員からなる地域非営利組織である London Citizen のメンバーによって、東ロンドンにおいてロンドン・リビング・ウェイジ・キャンペーンが開始された。London Citizen は、低賃金がコミュニティ全体にコストを与え、労働者の健康、教育上の達成や家族生活、市民生活へ悪影響を及ぼしているとし、ロンドンにおける生活賃金を求めるキャンペーンを行なったとされる<sup>16)</sup>。特に子供を持つ親たちが生活費をまかなうために最低賃金の仕事を2つ、3つかけもちをしなければならず、そうしたことのために、子供たちと共に過ごす時間や地域活動に関わる時間を持つことができないという状況に陥っていたことがロンドンにおける生活賃金キャンペーンのきっかけだったという<sup>17)</sup>。

岸(2013)においても示したように、Wills and Linneker(2012)によると、こうしたコミュニティ組織によるロンドン生活賃金キャンペーンは、アメリカの生活賃金条例への取り組みから得たいくつかの教訓を生かす形で次の4点において独自の展開が行われたとのことである<sup>18)</sup>。第1に、London Citizens はロンドン市長(2004年からケン・リヴィングストン、2008年以降ボリス・ジョンソン)へ政治的影響力を行使し、大ロンドン庁(Greater London Authority)のGLA Economicsの人々がロンドン・リビング・ウェイジの金額を決め、ロンドン市長が継続的に公表し、支持を表明することを求めたことである。これにより、ロンドン生活賃金に彼らのキャンペーンから独立した存在といった価値を与えている。第2に、ロンドン生活賃金キャンペーンは、公契約だけに焦点を絞っているのではなく、ロンドン市全体における新たな賃金の基準を設けることを意図したものであった。ロンドン生活賃金は、アメリカの生活賃金条例や上記の全国最低賃金法と異なり、条例や規定という形をとることにより、その対象となる雇用者に強制的にその賃金水準の採用を義務付けるものとはなっていない。あくまでも民間事業者の自発的な採用という形をとっている。第3に、アメリカでの取り組みと異なり、London Citizens は、ロンドン以外の地域に生活賃金を広めることにおいて、設定する時間当たり賃金額、算出方法、申請手続きに関して、ロンドン生活賃金と大きく異ならないよう努めている点である。2011年5月にLondon Citizens は、Living Wage Foundationを設立し、この組織がロンドンおよびロンドン以外の生活賃金を設定するための主導的役割を担っている(ロンドン以外のUK生活賃金については後述)。第4に、Living Wage Foundation は、その生活賃金キャンペーンに雇用者

やその他団体に関わらせるよう行動していることである。Living Wage Foundation は、シンク・タンクの Resolution Foundation, Queen Mary University of London、KPMG を含む 6 つの主要な協賛団体 (Principal Partners) と連携している。これは、幅広い連携によってキャンペーンのインパクトをより効果的なものにするのを Living Wage Foundation が念頭に置いているものと考えられる。Living Wage Foundation は、現在、ロンドン・リビング・ウェイジを採用している企業、団体、組織を「認証 (Accreditation)」し、生活賃金マーク (Living Wage Mark) をそうした企業等に付与しており、2015 年時点でロンドンにおける 700 もの企業が Living Wage Foundation により、「生活賃金雇用者」として認証を受けているとのことである<sup>19)</sup>。

### Ⅲ. 2 ロンドン生活賃金の算出方法

岸 (2013) でも示したように、ロンドン生活賃金の算出方法については、GLA Economics が初めてロンドン生活賃金を公表した 2005 年から大きな変更点はなく、次のようになっている<sup>20)</sup>。基本的な生活費を満たすのに必要とされる時間当たり賃金 (基本生活費アプローチ (Basic Living Costs Approach) による賃金) とロンドンの各世帯の中位所得の 60% の所得から算出される時間当たり賃金 (所得分布アプローチ (Income Distribution Approach) による賃金) の 2 つの異なるアプローチにより算出された金額を加重平均して一つの金額を算出する。これを貧困閾値賃金 (Poverty Threshold Wage) と呼んでいる。そして不測の経済的なリスクに備えるために、この金額に 15% 上乗せした金額 (貧困閾値賃金の 1.15 倍) を最終的にロンドン生活賃金としている。2015 年 11 月に公表された直近のロンドン生活賃金は、時間当たり 9.40 ポンドで、2015 年全国最低賃金の成人レート 6.70 ポンドと比べて 2.70 ポンド、40.3% 高い水準である<sup>21)</sup>。

#### (1) 基本生活費アプローチ (Basic Living Costs Approach)

基本生活費アプローチは、かつてヨーク大学にあった FBU (Family Budget Unit) によって開発されたもので、「典型的な家族にとって低コストだが、受け入れ可能な (low cost but acceptable (LCA)) 生活水準」を満たすために必要な支出額を算出するというものである<sup>22)</sup>。

GLA Economics は、基本生活費の推計において、①2 人の成人と 2 人の子供 (10 歳と 4 歳)、②1 人の成人と 2 人の子供 (10 歳と 4 歳)、③成人 2 人で子供なし、④成人 1 人で子供なしの 4 つの世帯タイプに分けている。それぞれの世帯タイプについて、勤労所得を得ている成人が 2 人ともフルタイムで働いている、1 人フルタイムで 1 人はパートタイム、2 人ともパートタイム、成人が 1 人の場合、フルタイム、パートタイムという区分けをし、11 の世帯タイプに基づいて生活費の算出を行っている。生活費は、住居費、カウンスル・タックス (住居の広さに応じて支払う地方税)、交通費、子供の養育費、そしてその他の生活費の 5 つに区分している。子供がいるかないかによって、世帯を大きく 2 分し、それぞれについて上で述べたフルタイム、パートタイムの所得者区分に応じてこうした 5 つの生活費を算出する。このようにして算出された生活費をまかなうために必要な賃金を各種手当・給付を考慮して算出し、最終的に世帯成人数で加重平均して基本生活費に必要な一つの賃金額を計算している。2015 年の場合、7.80 ポンドとなっている (表 1)<sup>23)</sup>。

表1 基本生活費アプローチによる時間当たり賃金

子供のいる世帯 (単位:ポンド)						
所得者	夫婦と子供2人				一人親と子供2人	
	2ft	1ft 1pt	2pt	1ft	ft	pt
人数	236,600	236,900	16,700	255,000	35,800	43,200
賃金水準(給付込み)	6.95	6.95	9.05	6.95	8.00	10.80

子供のいない世帯 (単位:ポンド)						
所得者	夫婦と子供なし				独身	加重平均
	2ft	1ft 1pt	2pt	1ft	ft	
人数	382,900	88,700	10,300	213,800	627,000	2,146,700
賃金水準(給付込み)	6.95	7.65	11.80	8.85	8.55	<b>7.80</b>

(注)ft:フルタイム、pt: パートタイム

(出所)GLA Economics(2015)のTable 2.4a,2.4bに基づき筆者作成

(2) 所得分布アプローチ (Income Distribution Approach)

イギリスの労働年金省 (Department of Work and Pensions (DWP)) は世帯の可処分所得についてのデータを公表しており、GLA Economics はこのデータを用いて、上記の基本生活費アプローチとは異なる生活賃金額を計算している。DWP が公表している住居費(家賃、水道代等)を差し引いた可処分所得は、給与、住居およびカウンスル・タックス給付を含むすべての社会保障給付、年金、教育交付金、現物給付の現金価値等からなり、ここから所得税(国民保険料(医療)、年金保険料を含む)や世帯外の人に対する支援支出等を差し引いたものとなっている。政府の相対的貧困の閾値は所得中位値の60%であることから、GLA Economics は、こうしたデータに基づき、基本生活費アプローチと同様に、11世帯について、この所得中位値の60%を達成可能とする時間当たり賃金を各種手当・給付を考慮して加重平均し、算出しており、2015年は8.60ポンドとなっている(表2)<sup>24)</sup>。

(3) 不測の事態を考慮に入れた最終的ロンドン生活賃金額

上の2つのアプローチから算出されたそれぞれの時間当たり賃金の平均値は8.20ポンドで、GLA Economicsはこの賃金額を貧困閾値賃金(Poverty Threshold Wage)と呼んでおり、少なくとも貧困閾値あるいは貧困閾値を超える水準となることを意味している<sup>25)</sup>。

GLA Economicsはこの貧困閾値賃金自体は生活賃金ではなく、あくまでも貧困かそうでないかの境となる賃金であるとしている。生活賃金であるためには、不測の事態に備え貧困状態に陥ることを避けるための余裕が必要である考え、この貧困閾値賃金に15%分加えた時間当たり賃金をロンドン生活賃金としており、2015年のロンドン生活賃金額は、9.40ポンドである<sup>26)</sup>。

表2 所得分布アプローチによる時間当たり賃金

子供のいる世帯 (単位:ポンド、週当たり)						
所得者	夫婦と子供2人				一人親と子供2人	
	2ft	1ft 1pt	2pt	1ft	ft	pt
<b>全ての社会保障給付を含む</b>						
収入中位値の60%	7.65	8.10	11.70	6.95	10.35	15.30

子供のいない世帯 (単位:ポンド)						
所得者	夫婦で子供無し				独身	加重平均
	2ft	1ft 1pt	2pt	1ft	ft	
<b>全ての社会保障給付を含む</b>						
収入中位値の60%	6.95	9.40	15.00	15.50	7.65	<b>8.60</b>

(出所)GLA Economics(2015)のTable 3.2a,3.2bに基づき筆者作成

### Ⅲ. 3 UK 生活賃金

Living Wage Foundation は、2011 年から毎年ロンドン以外の全国平均の生活賃金も公表している。これは「UK 生活賃金」と呼ばれており、2015 年に改定された現行の金額は、8.25 ポンドとなっている<sup>27)</sup>。UK 生活賃金は、ラフバラ大学の社会政策研究センター(Centre for Research in Social Policy at Loughborough University)によって算出され、Living Wage Foundation により設定されるという仕組みとなっている<sup>28)</sup>。ロンドン生活賃金と同様に、企業が自発的に採用するかどうか判断し、全国最低賃金のように法律に基づく強制的なものではない。また、ロンドン生活賃金と同様に、UK 生活賃金を採用する企業については Living Wage Foundation が認証する仕組みを設定している。

ただし、UK 生活賃金とロンドン生活賃金は算出方法が異なる<sup>29)</sup>。UK 生活賃金は、ラフバラ大学の社会政策研究センターによる MIS (Minimum Income Standard) という手法を用いて算出されている。MIS は、特定のグループを対象として、社会的に受け入れ可能な生活水準を達成するために必要な物品を購入する予算(収入)を算出するものである。専門家のアドバイスを取り入れつつも、一般的な人々による購入決定が必要最低限の収入の算出の基礎となる方式である<sup>30)</sup>。

具体的な MIS による生活賃金の算出方法は次の通りである<sup>31)</sup>。まず、世帯を、単身者、子供なしの夫婦、子供が 1 人から 4 人の夫婦(4 世帯)、子供が 1 人から 3 人の一人親(3 世帯)の 9 つのタイプに分け、社会的に受け入れ可能な最低限の生活水準に達するために購入する必要がある財とサービスを特定する。個々の物品の価格については、全国価格で全国チェーン展開している店を対象とする。この時点においては、家賃、カウンセル・タックス、養育費は除外されている。次に、上記の家賃、カウンセル・タックス、養育費について、それぞれの世帯タイプごとに計算する。生活に必要な物品と家賃、カウンセル・タックス、養育費を足し合わせ、それぞれの世帯タイプごとにこうした生活費をまかなうことが可能な賃金を算出する。この場合、各世帯の成人はフルタイムで働くことと各種手当・給付は受給することを想定している。最後に、9 つの世帯タイプごとの賃金を加重平均

し、単一の生活賃金を算出する。

UK生活賃金の算出において、ロンドン生活賃金と異なる重要なことは、年間上昇率は平均収入もしくは中位収入の増加率の高い方を超えて最大 2%までに制限されている、すなわち、上昇率の上限が設定されていることである<sup>32)</sup>。この理由は、最低生活水準を支える賃金の方が一般的な賃金よりも早く上昇した場合、雇用者に対してすぐに生活賃金のフルコストを支払うよう求めることは非現実的であるためとしている<sup>33)</sup>。ただし、たとえこうした上昇率の上限値が適用された場合でも、次年度以降のベースラインは毎年新たに算出された生活賃金(参照生活賃金:上記の方法で算出された生活賃金)が用いられるため、参照生活賃金が中位賃金とほぼ同じもしくは下回るペースで上昇した場合、実際の適用生活賃金が本来の参照生活賃金の水準に追いつくことが可能となりうるとしている<sup>34)</sup>。たとえば、図 1 は、最初の 3 年間に於いて、中位収入は年平均 2%で増加している一方で、参照生活賃金は年平均 5%で上昇している。この場合、適用生活賃金は、中位収入の増加率プラス 2%となり、4%の上昇に制限されている。しかし、3-5 年目の期間においては、中位収入、参照生活賃金双方とも、年 3%の上昇が想定されており、この場合、適用生活賃金が参照生活賃金に追いつくことができることを示している。これは、適用生活賃金が本来あるべき水準、すなわち参照生活賃金の水準に到達するまで、適用生活賃金の年間上昇率を最大 5%に設定することが可能であるためである。図 1 においては 5 年目にこれが達成されている<sup>35)</sup>。

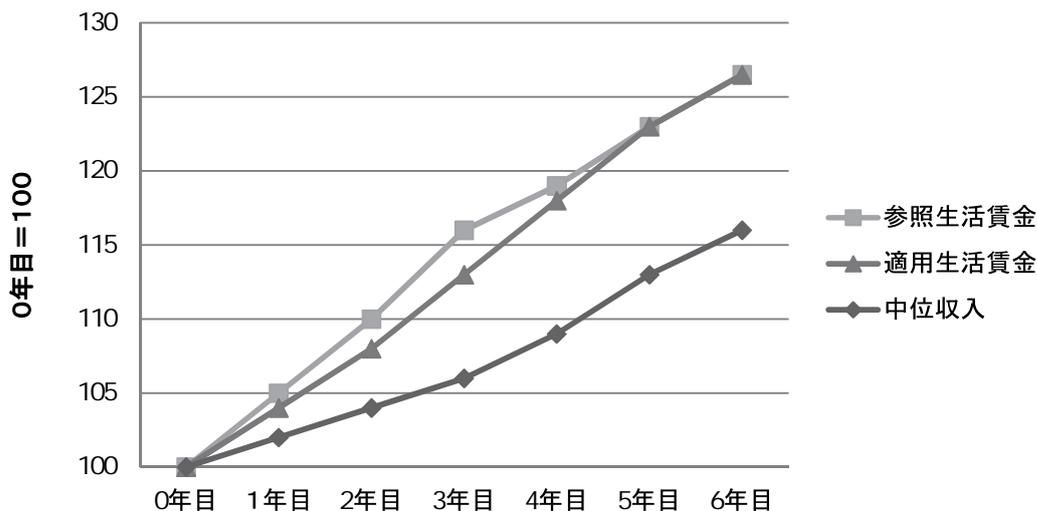


図 1 生活賃金上昇率の一時的な上限設定の例示  
(出所) Hirsch and Moore (2011) FIG2 に基づき筆者作成

### Ⅲ. 4 全国生活賃金 (National Living Wage)

2015年7月の予算発表の際に、イギリス政府は全国生活賃金(National Living Wage)の導入の方針を明らかにした<sup>36)</sup>。全国生活賃金は、2016年4月から導入予定で、25歳以上の成人を対象とし、当初、現在の全国最低賃金の成人レートに50ペンス上乗せした7.20ポンドにすることとしている。そして2020年までに、中位収入の60%に到達するよう上昇させていく予定とのことである<sup>37)</sup>。なお、24歳以下の人々に対しては、引き続き現在の全国最低賃金の各レートが適用される予定となっている。全国生活賃金という名称ではあるが、上で述べたロンドン生活賃金やUK生活賃金の

ように、世帯ごとの生活費に基づいて賃金が算出されることになっていない点に留意が必要である。こうした点について、Living Wage Foundation は、生活賃金ではなく、単なるより高い最低賃金だとし、ロンドンの生活費の高さを考慮していないことや25歳以上の成人に限定し、24歳未満の人々を対象外としていることを批判している<sup>38)</sup>。

この新たな全国生活賃金導入の経済的インパクトについては、予算責任局 (Office for Budget Responsibility) が、2020年までに6万人の雇用が失われる一方で、110万人の雇用が新たに創出されるとの推計を公表している<sup>39)</sup>。

#### IV. 考察と日本への示唆

図2に示されているように、これまでの全国最低賃金、UK生活賃金、ロンドン生活賃金の間に相当程度の差異があることが理解されるとともに、最低賃金は生活可能な賃金と同義ではないことを再確認することができる。

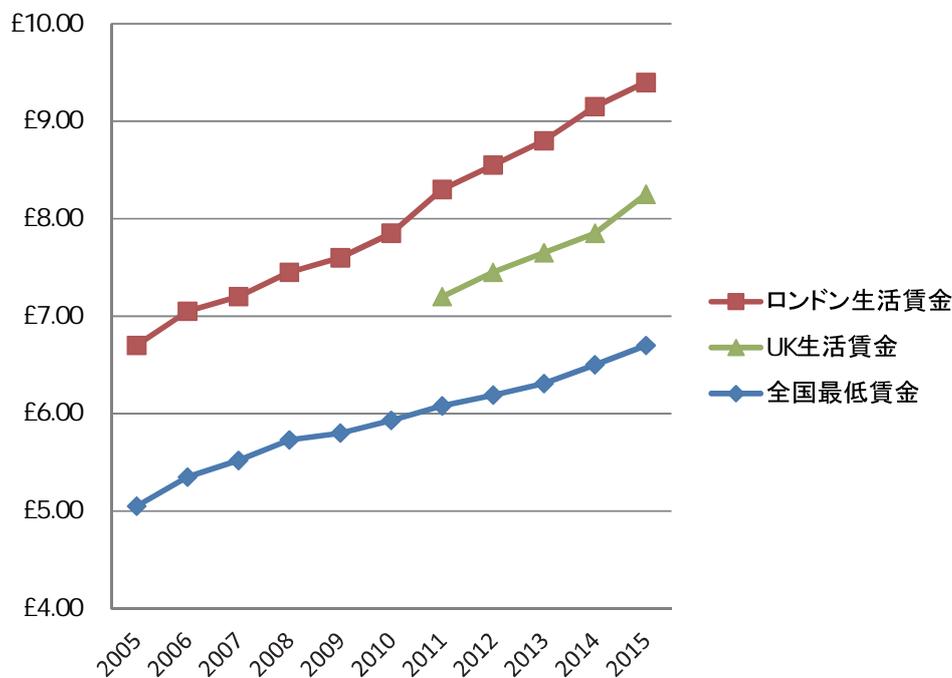


図2 全国最低賃金と生活賃金

(出所)GLA Economics (2015)、Living Wage Foundation ホームページに基づき筆者作成

これまで主として算出方法に着目しつつ、イギリスにおける生活賃金への取り組みについて整理してきた。これらを踏まえ次の点を指摘することができる。

まず、生活賃金は「社会的に受け入れることができる最低限の生活費をまかなう賃金」という考えに対して、その算出方法は決して単純ではなく、また唯一の算出方法が確立されているわけではない。さらにその算出において主観的な判断に基づく部分が少なくない。たとえば、ロンドン生活賃金の算出において、基本生活費アプローチだけでなく、所得分

布アプローチによっても賃金額を算出し、基本生活費アプローチと合わせて平均している。厳密に言えば、所得分布アプローチによる賃金額は生活費と直接の関係はない。この点については、政府による全国生活賃金についても同様である。また、ロンドン生活賃金は不測の事態に備えて、上の2つのアプローチによって算出された貧困閾値賃金に15%分を上乗せした金額を最終的なロンドン生活賃金としている。現実的な対応という観点から、このこと自体はそれなりの合理性のある設定と考えることが可能である一方で、たとえば10%や20%ではなく、なぜ15%なのかといった根拠は明確ではない。

UK生活賃金については、中位もしくは平均収入の上昇率からの乖離が最大2%までのところで上昇率の上限が設定されており、これも実際の「生活可能な賃金」とは関係なく、企業の支払い負担から見た判断である。2%という数値の設定根拠も明確ではない。ただ、こうした仕組みをあえて取り入れていることは、企業の生活賃金に対する信頼性を維持するという観点からすると一定の合理性を持つものとも考えることもできる。

こうした課題があることを前提にしつつも、日本への示唆としては次のことが指摘しうるだろう。まず、そもそも「社会的に受け入れ可能な最低限の生活を送るための賃金」とはどのような生活を想定するのかといったことから議論が必要である。すなわち、生活保護基準について何ら疑問を持つことなく、ただ単に受け入れるということではなく、「最低生活費」の水準はいかにあるべきかという議論である。また、上で見たように、根拠を明確に示すことは難しいものの、不測の事態に備えることや生活賃金の大幅な上昇に関する企業側の視点を踏まえた設定のあり方など、現実に即した仕組みの設定の視点の是非についても検討されてよいだろう。そして社会的に受け入れ可能な最低限の生活を送るための賃金額と現行の最低賃金額との乖離とその要因を明確に国民に示すことが重要である。

賃金が低いがために自らのあるいは世帯の収入によって、家族の生活費をまかなうことができない人々は日本においても数多く存在する。生活保護は税金が原資であり、低賃金のため、家族を含めた世帯として生活できないといった費用は社会全体の負担に転嫁される構図となっていることは上で述べた通りである。イギリスにおいては、政府による全国生活賃金の導入に至るまでの流れとして、**Living Wage Foundation**等による生活賃金拡大キャンペーンが行われ、自発的に生活賃金を受け入れる企業を段階的に増やしてきたという社会的土台がある。そうした土台と経験を踏まえた上で、これまでの全国一律適用である全国最低賃金を全国生活賃金とし、より高い水準を目指す方向に展開していると理解することができる。そしてこの3つの生活賃金の取り組みは算出方法、適用の一律性といった違いはあるものの、低所得に関わるコストを社会全体で負担することから、労働者を雇う個々の企業の雇用責任をより強める方向での取り組みであることは明確である。自主的かつ段階的な取り組みから土台を築き、一律適用といった流れに至る過程とそこに関わった各アクターの行動は、今後の日本における生活賃金を目指す取り組みを行う上で非常に参考となりうるものと考えられる。

なお、イギリスの最低賃金および生活賃金の引き上げや導入に関しての企業、労働者、経済全体への影響分析については複数の研究が既に存在しており、その内容と含意を精査することは今後の日本の最低賃金・生活賃金政策を検討する上で極めて重要であるものの、これについては機会を改めて示すこととする。

[注]

- 1) 国税庁「平成 26 年分民間給与実態統計調査」2015 年
- 2) OECD (2015) "Minimum wages after the crisis: Making them pay", p.3.
- 3) 総合研究開発機構 (2008)「就職氷河期世代のきわどさ—高まる雇用リスクにどう対応すべきか」は、非正規雇用者の年金未納により老後の生活保護受給者が約 77 万人増加すると見込まれ、20 兆円程度の財政支出増が必要と試算している。
- 4) 2007 年に改正された最低賃金法 (2008 年施行) の第 9 条 2 項は、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」としている。
- 5) GLA Economics publications  
<<http://www.london.gov.uk/what-we-do/research-and-analysis/gla-economics-publications>>
- 6) Loughborough University, Centre for Research in Social Policy “Living Wage”  
<<http://www.lboro.ac.uk/research/crsp/mis/thelivingwage/>>
- 7) 全国規模の最低賃金はイギリス史上初めてであったものの、イギリスにおける最低賃金への取り組みには長い歴史がある。1909 年産業委員会法 (Trade Boards Act 1909) は一部の労働者を対象とした最低賃金を決めるための公労使三者によって構成される産業員会を設置した。1998 年全国最低賃金法制定至るまでの歴史的変遷とその過程については、小宮 (2007) が詳しい。
- 8) 小宮 (2007) pp.823-824.
- 9) Norgrove, David (2015) “Low pay, productivity and the National Living Wage”, Presentation material, 15 September, 2015, p.3.  
<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/465113/low\\_pay\\_productivity\\_and\\_the\\_NLW.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/465113/low_pay_productivity_and_the_NLW.pdf)>
- 10) Low Pay Commission (2015) “National Minimum Wage: Low Pay Commission Report 2015”<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/413415/The\\_National\\_Minimum\\_Wage\\_Low\\_Pay\\_Commission\\_Report\\_2015.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413415/The_National_Minimum_Wage_Low_Pay_Commission_Report_2015.pdf)> および、GOV.UK Homepage “National Minimum Wage rates”  
<<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>>
- 11) Wills and Linneker (2012) P.4.
- 12) 同上
- 13) Low Pay Commission (2015)による。Low Pay Commission はデータ分析のみでなく、複数の事業所や機関、組織を訪問し、面談を行って意見交換を行うことにより、情報収集を行っている。
- 14) Hirsch and Moore (2011) p.1.
- 15) かつてヨーク大学に存在した Family Budget Unit による (GLA Economics(2015)p.61)。
- 16) Queen Mary University London Homepage “A short history of the living wage in the UK”<<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/history/index.html>>
- 17) Living Wage Foundation Homepage “History” <<http://www.livingwage.org.uk/history>>
- 18) 以下の 4 点についての記述はすべて Wills and Linneker(2012) pp.4-5 に依拠している。
- 19) Living Wage Foundation Homepage. Living Wage Foundation Homepage の「Our Work」によ

ると、Living Wage Foundation は次の 3 つの行うとしている。①認証 (Accreditation) : 生活賃金を採用している雇用者、あるいは今後、生活賃金を採用する予定をしている雇用者を認証し、生活賃金マークを付与する。②情報提供 (Intelligence) : 生活賃金を実施しようとしている雇用者に助言とサポートを提供する。③影響を与える (Influence) : 生活賃金を公に推進するために、主要な雇用者向けに公開討論会を開催する。また、毎年 11 月に “Living Wage Week” をコーディネートする。

- 20) GLA Economics (2015) pp.6-7.
- 21) 同上、p.24.
- 22) GLA Economics (2005) p.6.
- 23) GLA Economics (2015) pp.9-15.
- 24) 同上、pp.16-19.
- 25) 同上、p.20.
- 26) 同上
- 27) Living Wage Foundation Homepage “The Calculation”  
<<http://www.livingwage.org.uk/calculation>>
- 28) 同上
- 29) 2001 年以前においては、ロンドン以外に様々な地域での生活賃金が存在していたという。アメリカにおける生活賃金の算出方法の多様性が雇用者(企業)に対して不確かさを与え、生活賃金運動のメッセージを弱めることにつながったことから、Living Wage Foundation はロンドン以外では単一の賃金額を設定することにしたとのことである (Lawton and Pennycook (2013) p.15)。
- 30) Hirsch and Moore (2011) p.7.
- 31) 以下の記述は、Hirsch and Moore (2011) pp.8-11 に基づく。
- 32) Hirsch and Moore (2011) p.10.
- 33) 同上
- 34) 同上、pp.10-11.
- 35) 同上
- 36) Living Wage Foundation Homepage “Everything you need to know about the Living Wage”<<http://www.livingwage.org.uk/sites/default/files/Everything%20you%20need%20to%20know%20about%20the%20Living%20Wage%202016.pdf>>
- 37) Department for Business Innovation & Skills(2015)“National Living Wage”  
<<https://www.gov.uk/government/publications/national-living-wage-nlw/national-living-wage-nlw>>
- 38) Living Wage Foundation Homepage “LIVING WAGE FOUNDATION RESPONSE TO BUDGET 2015”  
<<http://www.livingwage.org.uk/news/living-wage-foundation-response-budget-2015>>
- 39) Norgrove, David(2015) “The National Living Wage and National Minimum Wage”  
<<https://minimumwage.blog.gov.uk/2015/09/15/the-national-living-wage-and-national-minimum-wage/>>

[参考文献]

岸 道雄「ロンドン・リビング・ウェイズに関する一考察」『政策科学』第 20 卷 2 号、立命館大学政策科学会、2013 年

国税庁「平成 26 年分民間給与実態統計調査」2015 年

<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2014/pdf/001.pdf>>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

小宮文人「イギリスの全国最低賃金に関する一考察」『北海学園大学法学研究』42(4)、

2007 年<<http://hokuga.hgu.jp/dspace/bitstream/123456789/988/1/HOUGAKU-42-4-2.pdf>>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

最低賃金法<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO137.html>>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

総合研究開発機構「就職氷河期世代のきわどさ—高まる雇用リスクにどう対応すべきか

NIRA 研究報告書、2008 年 <<http://www.nira.or.jp/pdf/0801report.pdf>>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

Department for Business Innovation & Skills (2015) “National Living Wage”

<<https://www.gov.uk/government/publications/national-living-wage-nlw/national-living-wage-nlw>>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

GLA Economics (2015) “A Fairer London: The 2015 Living Wage in London”

<<https://www.london.gov.uk/sites/default/files/living-wage-2015.pdf>>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

GLA Economics (2005) “A Fairer London: The Living Wage in London”

<[https://www.london.gov.uk/sites/default/files/a\\_fairer\\_london.pdf](https://www.london.gov.uk/sites/default/files/a_fairer_london.pdf)>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

GOV.UK Homepage “National Minimum Wage rates”

<<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

Hirsch, Donald and Rhys Moore (2011) “The Living Wage in the United Kingdom: Building on Success”, Citizens UK

<<http://citizensuk.org/wp-content/uploads/2011/06/The-Living-Wage-in-the-United-Kingdom-May-2011.pdf>>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

Lawton, Kayte and Matthew Pennycook (2013) “Beyond the Bottom Line:

The challenge and opportunities of a living wage”, Resolution Foundation.

<[http://www.resolutionfoundation.org/wp-content/uploads/2014/08/Beyond\\_the\\_Bottom\\_Line\\_-\\_FINAL.pdf](http://www.resolutionfoundation.org/wp-content/uploads/2014/08/Beyond_the_Bottom_Line_-_FINAL.pdf)>(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

Living Wage Foundation Homepage <<http://www.livingwage.org.uk/>>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

Low Pay Commission (2015) “National Minimum Wage: Low Pay Commission Report 2015”

<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/413415/The\\_National\\_Minimum\\_Wage\\_Low\\_Pay\\_Commission\\_Report\\_2015.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413415/The_National_Minimum_Wage_Low_Pay_Commission_Report_2015.pdf)>

(2016 年 2 月 12 日最終アクセス)

Norgrove, David (2015) “Low pay, productivity and the National Living Wage”, Presentation

material, Resolution Foundation, 15 September, 2015.

<[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/465113/low\\_pay\\_productivity\\_and\\_the\\_NLW.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/465113/low_pay_productivity_and_the_NLW.pdf)>(2016年2月12日最終アクセス)

Norgrove, David (2015) “The National Living Wage and National Minimum Wage”

<<https://minimumwage.blog.gov.uk/2015/09/15/the-national-living-wage-and-national-minimum-wage/>>(2016年2月12日最終アクセス)

OECD (2015) "Minimum wages after the crisis: Making them pay", *Focus*, May 2015.

<<http://www.oecd.org/social/Focus-on-Minimum-Wages-after-the-crisis-2015.pdf>>  
(2016年2月12日最終アクセス)

Office for Budget Responsibility (2015) “Annex B National Living Wage”, *Economic and fiscal outlook Presented to Parliament by the Economic Secretary to the Treasury by Command of Her Majesty*, Cm9088, July 2015.

<<http://cdn.budgetresponsibility.independent.gov.uk/July-2015-EFO-234224.pdf>>  
(2016年2月12日最終アクセス)

Wills, Jane and Brian Linneker (2012) “The Costs and benefits of the London living wage”, School of Geography, Queen Mary University of London.

<<http://www.geog.qmul.ac.uk/livingwage/pdf/Livingwagecostsandbenefits.pdf>>  
(2016年2月12日最終アクセス)

## **The state of efforts toward living wage in the United Kingdom and implications for Japan**

**Michio Kishi**

**Abstract:** The number of low-wage workers in Japan has been increasing. This is mainly because Japanese national minimum wages are relatively lower among advanced countries. The efforts toward setting London Living Wage, UK Living Wage, and National Living Wage in the United Kingdom have been vigorously made and they suggest various implications for establishing living wages in Japan in the future.

**Keywords:** Minimum Wage, London Living Wage, UK Living Wage, National Living Wage